

(別 紙)

義務教育で精神疾患について教えることを求める意見書（案）

日本における精神疾患の患者は 400 万人を超え、10 代で発症する人も多いのが現状である。統合失調症、アルコール依存症、うつ病、解離性障害、強迫性障害、摂食障害、双極性障害(躁うつ病)、てんかんなどが精神疾患に分類される。これらのうち、統合失調症は幻覚や妄想などの症状が特徴的な精神疾患で、およそ 100 人に 1 人が罹患するとされている。また、発症のピークは思春期の頃と言われている。しかし、疾患に対する理解が不十分なため、家族だけで抱え込んでしまい、支援に繋がらない事例が散見される。

2018 年には、大阪府で統合失調症の 33 歳女性が両親に 15 年もの間自宅に監禁された末に命を落とすという大変痛ましい事件が起こった。この背景にあるのはやはり、疾患に対する無理解であり、差別的な考えであった。

高校では、2022 年度から導入される新しい学習指導要領で実に 40 年ぶりに「保健体育」で精神疾患の項目が復活し、予防と回復について学ぶことになるが、近年の研究では 12 歳以降になるとうつ病が増え、発症率は大人と大差がなくなることも報告されている。小中学生の頃から症状のある子どもが周囲と自分自身の無理解によって苦しんでいることを考慮すれば、義務教育で精神疾患について教えることで、正しい知識を身に付けることが重要である。

また、正しい知識により予防や早期治療につなげられ、教職員の理解により、疾患のある家族を支えるいわゆる「ヤングケアラー」の子どもにも必要な支援が行き届くことも期待される。

よって、国においては、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

正しい知識を得て偏見や差別をなくすため、義務教育で精神疾患について教えること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月 日
高松市議会

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
文部科学大臣		